

北足立地域農林水産業振興計画（令和3～7年度）

策定趣旨

- 県では「埼玉県農林水産業振興条例」に基づき、「埼玉県農林水産業振興基本計画」を令和3年3月に策定した。
- この基本計画を踏まえ、北足立地域農林水産業振興計画では、北足立地域の特徴を踏まえた取組を整理するとともに、令和7年度に向けた取組の指標等を定めた。

現状と課題

■農産物の供給・消費

- ・消費地近郊の立地条件等を生かし、多種多様な農産物が生産され、質の高い農業を目指した経営が行われている
- ・北足立地域は消費人口が多く、県産農産物に対する潜在的需要は極めて高い

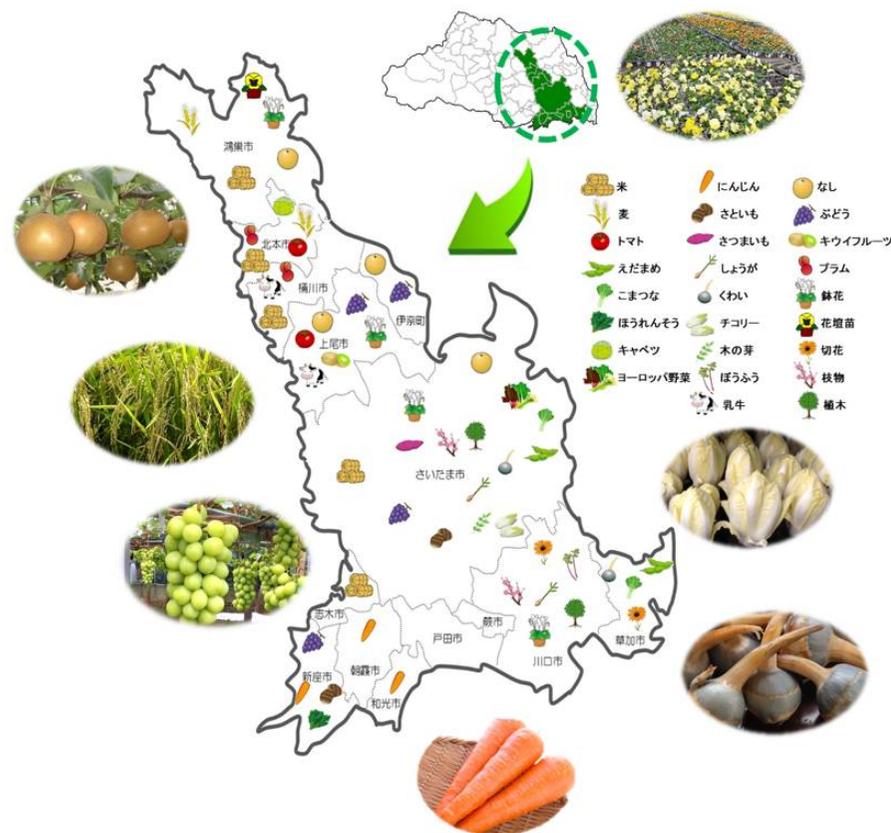
■農業

- ・南部地域（さいたま市以南）では、花・植木や野菜等を中心に集約的な農業が展開されている
- ・北部地域（上尾市以北）では、米・麦が大規模に栽培されているほか、花き類、果樹類等も盛ん
- ・一方、農業者の高齢化が進み、耕作放棄した農地も散見される

■農村

- ・都市近郊の農業・農村は、自然環境の保全、良好な景観の形成、農業体験による食育、防災機能など多面的機能を有しており、その利益は地元住民だけでなく多くの県民が享受している
- ・一方、農業者の高齢化や混住化等が進行していることから、農道や水路の維持管理など地域の共同活動を継続していくことが課題

北足立地域の主な農産物・特産物



北足立地域農林水産業振興計画（令和3～7年度）

数値目標

取組の方向性

1	地域農業を支える多様な担い手の育成及び確保	<ul style="list-style-type: none"> ○農業法人数 209法人 → 278法人 ○新規就農者数 62人／年間 → 64人／年間 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人化志向農業者の発掘を進めるとともに、経営相談や経営分析等により法人化を円滑に進める ・新規就業希望者に対する研修や農業法人とのマッチング支援等により、新規就業を促進する
2	優良農地の確保及び有効活用、並びに生産基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○担い手への農地集積率 24.3% → 34.1% ○遊休農地解消・活用面積 257ha ○基盤整備面積（ほ場整備） 1,403ha → 1,475ha 	<ul style="list-style-type: none"> ・人・農地プランの作成・見直しを進めるとともに、農地中間管理事業等を活用して遊休農地の解消と地域の担い手への集積・集約化を図る ・農地パトロール活動等を通じて地域内の農地の利用調整を図り、遊休化の発生防止に努める ・地域の目指す営農形態に応じて、効率的な整備手法を検討し、生産基盤の整備を推進する
3	多彩な農業生産の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○需要に応じた野菜の作付拡大面積 138.7ha ○契約野菜対応型野菜産地育成数 4地区 ○スマート農業技術の導入件数 14件 ○水稻「彩のきずな」作付面積〈地域指標〉 20ha → 100ha 	<ul style="list-style-type: none"> ・実需者や消費者からの幅広いニーズにきめ細かく対応することができる産地づくりを推進する ・実需者ニーズの高い品目や特徴ある品種導入、産地への普及によりブランド化を図る ・農作業の「省力化」・「効率化」による規模拡大、これまで培われてきた技術・知識の「見える化」を通じて、先端的な情報通信技術等を活用したスマート農業を促進する ・食味が良くて高温に強い「彩のきずな」の作付面積を拡大する
4	販路開拓・需要喚起による北足立農業の産地活性化	<ul style="list-style-type: none"> ○県産農産物コーナー新規設置店舗数 57店舗 ○新たに農業の6次産業化により開発された商品数 40品目 ○地域内の農産物直売所売上額〈地域指標〉 41億円 → 42億円 	<ul style="list-style-type: none"> ・量販店における地場産コーナーの設置・拡大を促進する ・6次産業化を志向する農業者に対して、取組のステージに応じた支援を行うとともに、農業者と食品加工業者との連携を進める ・農産物直売所へ出荷する生産者組織の育成や活動を強化するとともに、地域内直売所との連携を進め、地域農産物の品揃えの充実を図る
5	地域住民の信頼確保及び農業を核とした活力ある地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○県がS-GAP実践農場として評価を行った経営体数 24経営体 → 281経営体 ○多面的機能を発揮する共同活動の実施面積割合 24.1% → 38.0% ○水辺周辺活用に取り組む市町〈地域指標〉 4市町 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心を確保するため、生産から出荷までの各段階において法令やガイドライン等に則した点検・確認の取組を促進する ・地域の共同活動による農道や農業用排水路等の維持管理・保全を通じて農業・農村の多面的機能の発揮を図る ・市町等関係機関と連携し、農業用水路等の水辺空間を整備する